

していしゅうろうけいぞくしえんピーがたじぎょうしょ まつやまふくしえん じゅうようじこうせつめいしょ
指定就 労 継続支援 B 型 事業所 松山福祉園 重 要 事項説明書

1. 事業所経営法人の概要

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん ふくずみかい 社会福祉法人 福角会
ほうじんしょざいち 法人所在地	えひめけんまつやましふくずみちようこう ばんち 愛媛県松山市福角 町 甲 1 8 2 9 番地
でんわばんごう 電 話 番 号	0 8 9 - 9 7 8 - 5 8 5 5
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう やまさき たかし 理事長 山崎 隆

2. 事業所の概要

めい しょう 名 称	しゅうろうけいぞくしえんピーがたじぎょうしょ まつやまふくしえん 就 労 継続支援 B 型 事業所 松山福祉園
しせつしょざいち 施設所在地	えひめけんまつやましこんげんちようこう ばんち 愛媛県松山市権現町甲 1 4 1 番地
していねんがっぴ 指定年月日	へいせい ねん がつ にち 平成 2 4 年 4 月 1 日
じぎょうしょばんごう 事業所番号	3 8 1 0 1 0 2 2 9 7
しせつ 施設の うんえいほうしん 運営方針	1) 利用者に対し、その自立と社会活動への参加及び地域移行を促進する観点から必要な援助及びサービスの提供を行います。 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って支援を提供します。 3) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町、その他障害者支援施設、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。
しせつ 施設の種類	しゅうろうけいぞくしえんピーがた 就 労 継続支援 B 型
じぎょう 事業の もく てき 目 的	しゅうろう せいさんかつどう き かい ていきよう しゅうろう ひつよう ちしき ぎのう たか 就 労 や 生産活動の機会を提供するとともに、就 労 に必要な知識・技能が高ま った者は一般就 労 等に向けて支援します。
しゅ たいしやう 主たる対象者	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者
てい いん 定 員	めい 2 0 名
かんりしゃしめい 管理者氏名	にしやま ゆういち 西山 裕一
さーびす管理責任者	いましゆくまりえ 今 宿 麻利恵
た て も の 建 物	こうぞう てつこつぞうごうきん め つ き こうばん かいだて 構造：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建 めんせき にゅうしやう へいほうめーとる さぎやうとう 面積 入所棟：2, 1 5 6. 00 m ² 作業棟
でんわばんごう 電 話 番 号	0 8 9 - 9 7 9 - 4 5 6 6
ファックス FAX	0 8 9 - 9 7 9 - 3 4 1 2
め ー る メー ル	エムエーディエヌエフエウケイユアットマークピーオーイーエム オーシーエヌ エヌイー ジェイビー m a t u f u k u @ p o e m . o c n . n e . j p
しせつかいせつねんがっぴ 施設開設年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和 5 7 年 4 月 1 日
へいせつじぎょう 併 設 事 業	しせつにゅうしよしえん しゅうろういこうしえん せいかつかいご しゅうろうていやくしえん きやうどうせいかつえんじよ 施設入所支援・就 労 移行支援・生活介護・就 労 定 着 支援・共 同 生活援助・

	たん きにゆうしょ につちゆういちじ 短期入所・日中一時
だいさんしやうかじっしじようきよう 第三者評価実施状況	じっしじようきよう あり 実施状況；有 じっしねんがつび れいわ ねん がつ にち にち 実施年月日；令和4年10月25日・26日 ひようかき かん えひめけんしやかいふくしきようぎかい 評価機関；愛媛県社会福祉協議会 けつ か かいじ 結果の開示；社会福祉法人福角会ホームページ (https://www.hukuzumikai.com) えひめけん ほ ー む ペ ー ジ 愛媛県ホームページ わ む ね っ と ほ ー む ペ ー ジ WAMNETホームページ

3. 事業所の設備等の概要

①作業棟（単位 m²）

てつ　こう　ぶ 鉄　工　部	しゅうろういこう 就　労　移行	1　室　(134.05)	
	しゅうろうけいぞくしえんぴーがた 就　労　継続支援B型	1　室　(98.22)	
	せいかつかいご 生活介護	1　室　(144.00)	
	じむしょ　しよくどう　きゅうけいしつ 事務所・食堂・休憩室	2　室　(57.96)	
	だんせいこういしつ 男性更衣室	1　室　(5.90)	
	じょせいこういしつ 女性更衣室	1　室　(4.33)	
	だんじょ　と　い　れ 男女トイレ	2　室　(9.37)	
かくしゅせいひんせいぞうぶ 各種製品製造部	せいかつかいご 生活介護	1　室　(53.87)	
せい　か　せい　ばん　ぶ 製菓製パン部	しゅうろういこう 就　労　移行	1　室　(40.77)	
	しゅうろうけいぞくしえんぴーがた 就　労　継続支援B型	1　室　(77.30)	
	だんせいこういしつ 男性更衣室	1　室　(4.20)	
	じょせいこういしつ 女性更衣室	1　室　(5.00)	
	だんじょ　と　い　れ 男女トイレ	2　室　(7.93)	
はいしよくさーびすぶ 配　食　サービス部	せいかつかいご 生活介護	1　階　1　室　(69.32)	
		2　階一部　(39.50)	
	しゅうろうけいぞくしえんぴーがた 就　労　継続支援B型	2　階一部　(44.45)	
と　い　れ ト　イ　レ	2　室　(4.7)	こ　う　い　室 更　衣　室	1　室　(8.1)

②利用者の寮（単位 m²）

しつめい かい 室名／階	かい だんせい 2 階 (男性)	かい じょせい いちぶだんせい 3 階 (女性・一部男性)
きょしつ こしつ 居室 (個室)	2 2 室(11.45～14.85)	1 8 室(11.7～14.85)
きょしつ しゅうのう 居 室 収 納	かくきょしつ 各居室(1.8)	かくきょしつ 各居室(1.8)
べ ら ん だ ベ ラ ン ダ	かくきょしつ あり 各居室；有	かくきょしつ あり 各居室；有
きょしつれいだんぼう 居室冷暖房	かくきょしつ あり 各居室；有	かくきょしつ あり 各居室；有
きょしつ て れ び 居室テレビ	かくきょしつ なし 各居室；無	かくきょしつ なし 各居室；無
たん きにゆうしよしつ 短期入所室	しつ しゅうのうふくむ 1 室(13.50/収 納 含)	しつ しゅうのうふくむ 1 室(13.50/収 納 含)
ご ら く し つ 娛 楽 室	しつ 1 室(13.50)	しつ 1 室(13.50)
ご ら く す ペ ー す 娯楽スペース	ふ り ー す ペ ー す フリースペース(13.50)	ふ り ー す ペ ー す フリースペース(13.50)

浴 室 1	1 室(13.99)	1 室(13.99)
浴 室 2	1 室(5.57)	1 室(5.57)
脱 衣 室	1 室(18.29/失便室含)	1 室(18.29/失便室含)
トイレ・洗面・洗濯室	3 室(40.65)	4 室(50.05)
多目的トイレ	1 室(6.78)	2 室(14.42)
湯 沸 室	1 室(5.33)	1 室(5.33)
電話ボックス	1 室 (1.97)	1 室 (1.97)
喫 煙 室	1 室 (2.34)	1 室 (2.34)
スタッフルーム・仮眠室	1 室 (12.3)	1 室 (12.29)

③ 医務室部分 (3階 (単位 m²))

医 務 室	1 室(18.12)	静 養 室	1 室(5.70)	ト イ レ	1 室(2.73)
-------	------------	-------	-----------	-------	-----------

④ 食堂部分 (1階 (単位 m²))

食 堂	1 室 (142.66)	調 理 室	1 室 (30.46)	検 収 室	1 室 (9.52)
下処理コーナー	1 室 (10.59)	洗 浄 室	1 室 (10.87)	食 品 庫	1 室 (4.62)
準 備 室	1 室 (5.75)	休 憩 室	1 室 (12.70)	洗面所・トイレ	1 室 (4.65)

⑤ その他設備 (1階 (単位 m²))

多目的室	1 室 (53.87)	園 長 室	1 室 (24.14)	相 談 室 1	1 室 (13.50)
相 談 室 2	1 室 (13.50)	事 務 所	1 室 (23.25)	支 援 員 室	1 室 (62.51)
多目的トイレ	1 室(6.97)	女性化粧室・トイレ	1 室(4.33)	男性化粧室・トイレ	1 室(8.78)
女性更衣室	1 室(7.69)	男性更衣室	1 室(4.95)	防災備品庫	1 室(13.50)
備 品 庫	1 室(6.99)	書 庫	1 室 (7.73)	階段下倉庫	3 室 (14.42)
倉 庫	1 室 (10.85)				

4. 従業員の配置状況

- (1) 管理者 1 名 (常勤)
- (2) サービス管理責任者 1 名以上 (うち 1 名以上は常勤)
- (3) 職業指導員 1 名以上 (職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 名以上は常勤)
- (4) 生活支援員 1 名以上 (職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 名以上は常勤)
- (5) 目標工賃達成指導員 1 名以上
- (6) 職業指導員、生活支援員、目標工賃達成指導員の総数 3 名以上
- (7) 栄養士 1 名以上
- (8) 事務員 1 名以上
- (9) 医師 1 名以上

(10) 調理員 1名以上

5. 主な職種の勤務体制

職種	主な勤務体制			
管理者	8:30～17:30			
支援員	通常	8:30～17:30	夜勤	16:00～翌10:00
指導員	はやで 早出	①6:00～15:00	おそで 遅出	③10:00～19:00
看護師		②7:30～16:30		④11:00～20:00
栄養士	通常	8:30～17:30	おそで 遅出	11:00～20:00
	はやで 早出	6:00～15:00		
調理員	通常	9:00～18:00	おそで 遅出	11:00～20:00
	はやで 早出	6:00～15:00		
事務員	通常	9:00～15:30		
医師	13:00～17:00 (月2回以上)			

6. サービス提供の内容

(1) 提供するサービスについて

当事業所では、利用者に對して以下のサービスを提供します。

- ・訓練等給付費等から給付されるサービス
- ・利用料金の全額をご利用者にご負担いただくサービス〔(1) 以外のサービス〕

① 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び支援	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、支援を行います。
排せつ	利用者の状況に応じて、適切な排せつ支援を行うとともに、排せつの自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	ご希望があれば入浴することも出来ます。
着脱衣	必要に応じて支援、確認を行います。
整容	かくにんなどこせい、そんちよう、てきせつ、せいよう、しえん、おこな 確認等個性を尊重した適切な整容の支援を行います。
日常生活支援	にちじようせい、かつぜんぽん、しえん、みまも、おこな 日常生活全般について、支援や見守りを行います。
保健医療サービス	ひつよう、じおう、とうやく、た、ひつよう、かんり、きろく、おこな 必要時応じて投薬その他の必要な管理、記録を行います。 つき、かい、いむ、しつ、しよくたくい、しんさつ、けんこうそうだん 月2回13:00～17:00に医務室で嘱託医による診察や健康相談 を受けることができます。来園日は、お知らせします。 とうしせつ、しよくたくい、し、しめい、おち、まり、な、ほりえびやういん、せいしんか <当施設の嘱託医師> 氏名；越智 麻里奈（堀江病院 精神科） きんきゅう、じ、ひつよう、おう、かぞく、れんらく、きょうりよく、いりようき、かんとう、はんそういた 緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します

	す。
せいさんかつどう 生産活動	せいさんかつどう はたら ば ていきよう 生産活動『働く場』を提供します。 てっこうはん ①鉄工班 かくしゅせいひんせいぞうはん ②各種製品製造班 せい か せい ばん はん ③製菓・製パン班 はいしよく さー び す はん ④配食サービス班 こうちん しほらい <工賃の支払> じようき せいさんかつどう じぎょうしゅうにゅう ひつよう けいひ さ ひ がく 上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に そうとう きんがく こうちん せいさんかつどう じゅうじ りようしゃ しほら 相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払いま す。工賃規程のとおり 1 じかん あたり こうちん えん 1時間当たり工賃 150円 * 1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下らないものとします。
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援	いっぽんしゅうろう ひつよう ちしき のうりよく こうじよう ひつよう くんれん おこな 一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。 た べんぎ てきせつ こうかてき おこな す。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
じっしゅう およ きゅうしよく 実習及び求職 かつどうなど しえん 活動等の支援	こうきょうしよくぎょうあんていじょ しょうがいしゃしよくぎょう せん た ー とう かんけいきかん れんけい と 公共職業安定所、障害者職業センター等の関係機関と連携を取り な が ら 職場実習の実施やトライアル雇用、求職活動の支援の実施、 しよくばていちやく しえん おこな 職場定着のための支援を行います。
しゅうろうしえん 就労支援	しゃかいけいざいかつどう ため しゅうろうしえん おこな 社会経済活動をおくる為の就労支援を行います。
ほうもんしえん 訪問支援	じようじ さー び す りよう りようしゃ しんしん じようきよう へんかとう 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、 かいじようれんぞく りよう ばあい りようしゃ どうい 5日以上連続して利用できなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を え きたく ほうもん さー び す りよう かん そうだんしえん おこな 得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。
よ かしえん 余暇支援	よ かしえん きかい ていきよう 余暇支援の機会を提供します。
じち かい かつどう しえん 自治会活動の支援	じち かい かつどう さ ぼ ー と りようしゃ かた ちゅうしん ぎょうじなど りつあん 自治会活動をサポートし、利用者の方が中心となって、行事等の立案・ けいかく じっし おこな 計画・実施を行います。

②訓練等給付費対象外サービス内容

さー び す しゅるい サービスの種類	さー び す ないよう サービスの内容
しょくじ 食事	きぼう しよくじ ていきよう ご希望により食事の提供をします。 ちゅうしよく 昼食 12:00～13:00 えいようし た こんだてひよう えいよう しんしん じようきよう きぼう しこうとう ※栄養士の立てる献立表により、栄養と心身の状況、希望や思考等 こうりよ ばらえてい と しよくじ ていきよう を考慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
とくべつ しよくじ 特別な食事	きぼう とくべつ しよくじ ていきよう ご希望により特別な食事を提供することもできます。(要相談)
かくしゆつ そ とう 各種付き添い等	きぼう いりようきかんとく じゅしん くすり う と とう ご希望する医療機関等への受診や薬の受け取り等。
よ か かつどう 余暇活動	そうきくかつどうおよ くら ぶ かつどう りようこうとう きぼう おう じっし うるお 創作活動及びクラブ活動・旅行等をご希望に応じて実施します。潤い の ある 生活を送ることができるよう支援を行います。
にちじよう せい かつじよう ひつよう 日常生活上必要と なる支援	きぼう おこな ご希望により行います。 にちようひん よぼうせつしゅなど (日用品・予防接種等)

③ サービスの概要について

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

(2) サービス利用料金について

① 訓練等給付費サービス内容の料金 別表の通り

② 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

こ う 項 目	り や う 料 金			
しょくじ いっしょく 食事（一食あたり）	ちゅうしょく 昼食	しせつない ちやうり しょくじ 施設内で調理する食事	えん 730円	
		はいしょく さー びす 配食サービス	えん 430円	
とくべつ しょくじ しせつない ちやうり しょくじ 特別な食事（施設内で調理する食事）	ちやうしょく 朝食	えん 435円	ゆうしょく 夕食	えん 545円
とくべつ しょくじ がいちゅう しょくじとう 特別な食事（外注する食事等）	じつ 実		ひ 費	
しゅうちやう む しえん ひつやう しょけいひ 就労に向けての支援に必要な諸経費	じつ 実		ひ 費	
しこうひん ぜいたくひん 嗜好品・贅沢品	じつ 実		ひ 費	
いりやうき かん じゅしん 医療機関の受診	じつ 実		ひ 費	
とくべつ びやういん じゅしんとう かかわ しょけいひ 特別な病院受診等に係る諸経費 (各種付き添い費を含む)	さん か ひ 参加費	じつ ひ 実 費		
	こうつう ひ 交通費			
	かくしゅ つ そ ひ ふく 付添費	じかんない えん (時間内) 600円		
	30 分	じかんがい えん (時間外) 700円		
よ かかつどう そうさくかつどう くら ぶ かつどう りやこうなど 余暇活動（創作活動・クラブ活動・旅行等）	じつ 実		ひ 費	
こ い は そん べん しやう だい 故意破損弁償代	じつ 実		ひ 費	
こ び ー ひやう コピー費用	い ち ま い 一枚	えん 10円		
かくしゅ しやうめい しやう ほうこう さいえん しやうめい しやう など 各種証明書の発行（在園証明書等）	い ち ぶ 一部	えん 100円		
にちじやう せい かつ じやう ひつやう しょひやう にちやう ひん 日常生活上必要となる諸費用（日用品・ 予防接種等）	じつ 実		ひ 費	

*食事提供加算対象者には軽減があります。（1日300円）

〔サービス利用を取り消し（キャンセル）した場合の食費について〕

サービス（昼食）をキャンセルする場合は、『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17：00まで』にお申し出ください。『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17：00まで』にお申し出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。また、特別な食事で外注先の都合でキャンセルできない場合はキャンセル料を頂く場合があります。

例・・水曜日の食事をキャンセルする場合は、3日前が日曜日となります。土曜日・日曜日は日数に含みませんので、キャンセル料のかからないお申し出の日は前の週の金曜日となります。

しょくじきやんせりょう (原材料費相当額) / 日	ちゅうしょく えん 昼食 328円		
しょくじきやんせりょう (施設内で調理する食事)	ちゅうしょく えん 朝食 165円	ゆうしょく えん 夕食	えん 328円
しょくじきやんせりょう (特別な食事/外注料理等)	じつ び 実 費		

(3) 利用者負担の軽減について

〔利用者負担に関する月額上限〕

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

【別表1】

く ぶん 区 分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	いっかげつ ふたんじょうげん 1ヶ月あたりの負担上限
せいかつほ 生活保護	せいかつほ ごじゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	えん 0円
ていしよとく 低所得1	しちょうそんみんぜいひかぜいせたい さーびす りょう 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下である方	
ていしよとく 低所得2	しちょうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯 れい にんせたい しょうがいき そねんきん きゅうじゅきゅう ば 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合 あい おおむ まんえん い か しゅうにゅう 合、概ね300万円以下の収入 れい たんしんせたい しょうがいき そねんきん いがい しゅうにゅう 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入 おおむ まんえん い か しゅうにゅう が概ね125万円以下の収入	
いっばん 一般1	しちょうそんみんぜいかぜいせたい さいみまん 市町村民税課税世帯 (20歳未満)	えん 9,300円
いっばん 一般2	しちょうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯	えん 37,200円

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。（償還払いの方法によります。）

(4) 利用料金・費用のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、当月末日精算し、ご請求いたしますので、翌々月10日払いです。（金融機関がお休みの場合は翌営業日）

＜支払い方法＞

・ご指定金融機関の口座から自動引落としでお願いします。

・施設指定の金融機関の口座に振込んでいただく場合

○ 伊予銀行 堀江支店 普通預金 1106734

社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆

○ 愛媛銀行 本店営業部 普通預金 0907339

社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆

7. 利用に際しての留意事項

しよくたく い し いがい 嘱託医師以外の いりようきかん 医療機関への受診	せんもんか じゆしん ひつよう ほんだん ばあい じゆしん けいぞくてき より専門科への受診が必要と判断された場合は、受診が継続的になる ばあい えんぼう じゆしんなど かぞく きようりよく ばあい 場合や遠方への受診等は、ご家族に協力いただく場合があります。
きょしつ せつび きぐ 居室・設備・器具の りよう 利用	しぜつない きょしつ せつび きぐ ほんらい しようほう したが りよう 施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。 はん りよう はそんなど しょう ばあい ばいしょう これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく こと があります。
い ん し ゅ 飲 酒	せいじん かた きぼう かいなど た りようしや めいわく 成人の方は希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑 ばあい けんこうじよう りゆう せいげん ばあい となる場合や健康上の理由で制限させていただく場合があります。
き つ え ん 喫 煙	せいじん かた きぼう しょうてい ばしよ きつえん 成人の方は希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、 けんこうじよう りゆう せいげん ばあい 健康上の理由により制限させていただく場合があります。
しゅうきょうかつどう せいじ 宗 教 活 動 ・ 政 治 かつどう えいりかつどう 活動 ・ 営 利 活 動	りようしや ほんにん しんこうなど じゆう た りようしや たい せいじ えいり 利用者ご本人の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利 ふく かつどうとう えんりよくだ を含めた活動等ご遠慮下さい。
きちょうひんかんり 貴重品管理	りようしや ほんにん せきにん かんり きんせんかんりとう 利用者ご本人の責任において管理していただきます。金銭管理等につ じ こかんり かんた あずか きんかん りき ーびす りよう きましては、自己管理ができない方は預り金管理サービスをご利用 いた だき ます。
どうぶつ しいく 動物の飼育	どうぶつ しいく じゆう た りようしや めいわく おそ 動物の飼育は自由ですが、他の利用者の迷惑になる恐れがあります。 じぜん そうだんくだ 事前にご相談下さい。
き けん ぶつ とう 危 険 物 等	きけんぶつ も こ きんし 危険物の持ち込みは禁止いたします。

8. 嘱託医師及び協力医療機関等

○嘱託医師

医 師 名	科 名	所 在 地	電話番号
お ち ま り な 越智麻里奈	せいしんか ないか 精神科・内科	まつやましふくずみちようこう ほんり えびよういん 松山市福角 町 甲1582 (堀江病院)	089-978-0783

○協力医療機関

医 療 機 関 名	科 名	所 在 地	電話番号
ほ り え びよういん 堀 江 病 院	せいしんか ないか 精神科・内科	まつやましふくずみちようこう 松山市福角 町 甲1582	089-978-0783
や の な い か 矢 野 内 科	な い か 内 科	まつやましひがしながと ちょうめ 松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
やまもとせいけいげ か 山本整形外科	せいけい げ か 整 形 外 科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町533-4	089-979-5151
まこと歯科クリニック	し か 歯 科	まつやましふくずみちよう 松山市福角 町 5 3 8 - 1 0	089-978-7677
やまなかないか しょうきかないか 山中内科・消化器内科	な い か 内 科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町558-1	089-978-7611

○受診医療機関

医 療 機 関 名	科 名	所 在 地	電話番号
愛媛大学医学部附属病院	ぜ ん か 全 科	とうおん し しづかわ 東温市志津川	089-964-5111
愛媛県立中央病院	ぜ ん か 全 科	まつやまし かす がまち 松山市春日町83	089-947-1111
松山赤十字病院	ぜ ん か 全 科	まつやまし ぶんきんきようちよう 松山市文京 町 1	089-924-1111
みなみまつやま びよういん 南松山 病院	ぜ ん か 全 科	まつやまし あ そ だ 松山市朝生田1-3-10	089-941-8255
えひめせいきょうびよういん 愛媛生協病院	ぜ ん か 全 科	まつやまし き しちよう 松山市来住 町 1091-1	089-976-7001
お か も と げ か 岡 本 外 科	げ か いちようか 外科・胃腸科	まつやまし たかぎちよう 松山市高木町255-1	089-978-2282

そ が め ひ ふ か 十 亀 皮 膚 科	ひ ふ か 皮 膚 科	まつやましどうごまち 松山市道後町1-6-30	089-943-5067
まらやまじ びいんこうか ひ ふ か 丸山耳鼻咽喉科・皮膚科	じ び か ひ ふ か 耳鼻科・皮膚科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町543-1	089-960-4111
さ な だ がん か 眼 科	が ん か 眼 科	まつやましひがしながと 松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
さ か い さん ふ じん か 酒井産婦人科	さん か ふ じん か 産科・婦人科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町512-9	089-978-3888
み づ 谷 デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク 光澤谷デンタルクリニック	し か 歯 科	まつやましおがわこう 松山市小川甲200-1	089-994-3777
えびめけんこうくうほけん せん た 二 愛媛県口腔保健センター	し か 歯 科	まつやましやないまち 松山市柳井町2-6-2	089-932-5047
にのみや きょうせい し か 二宮矯正歯科	きょうせい し か 矯 正 歯 科	まつやましちふねまち 松山市千舟町7-10-1	089-921-3111
はらじゅんかんきか ないか 原循環器科・内科	じゅんかんきか ないか 循環器科・内科	まつやましいわだに 松山市 祝 谷2-12-32	089-917-7755
かわたに せいけい げ か 川谷 整形 外科	せい けい げ か 整 形 外 科	まつやましつねたけこう 松山市常竹甲379-1	089-997-7800
うめおか しんけい クリニッ ク うめおか神経クリニック	てんかん がいらい てんかん外来	まつやましにばんちよう 松山市二番 町 3-8-21	089-913-0133
まつやま きねん びよういん 松山 記念 病院	せ い し ん か 精 神 科	まつやましみさわ 松山市美沢1-10-38	089-925-3211
なごみほすびたる 和ホスピタル	せ い し ん か 精 神 科	まつやましやなぎはら 松山市柳 原739	089-992-0700
こころのクリニックたちばな こころのクリニックたちばな	しんりやうないか せいしんか 心療内科・精神科	まつやまししのめちよう 松山市東雲 町 2-2	089-933-7700
わたなべ ひ にようきか ないか 渡部泌尿器科 内科	ひ にようきか ないか 泌尿器科・内科	まつやましやまごえまち 松山市山越町445-1	089-922-7088

9. 要望・苦情等申立先並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

(1) 要望・苦情申立先

事業所は提供したサービスに関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

① 事業所内の受付窓口

た ん と う め い 担 当 名	し ょ く め い ・ や く し ょ く め い 職 名 ・ 役 職 名	し め い 氏 名	じ ゅ う 住 所	で ん わ ぼ ん ご う 電話番号
うけつけたんどうしや 受付担当者	まつやまふくしえんかかりちよう 松山福祉園係長	いまじゅく ま り え 今宿麻利恵	まつやましごんげんちようこう 松山市権現町甲141	089-979-4566
だいさんしやいいん 第三者委員	ふ く ず み か い か ん じ 福 角 会 監 事	かわなか くにかず 川中 国和	まつやましほうじようつじ 松山市北条辻637-11	089-993-3104
	ふくずみかいひようぎいんせんいん 福角会評議員選任・解任委員	よろず き し お 萬 喜志男	まつやましふくずみちようこう 松山市福角町甲633-1	089-979-0805
かいけつせきにんしや 解決責任者	まつやまふくしえんえんちよう 松山福祉園園長	にしやま ゆういち 西山 裕一	まつやましごんげんちようこう 松山市権現町甲141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

き かん 機 関	め い 名	じ ゅ う 住 所	で ん わ ぼ ん ご う 電話番号
え ひ め け ん 県 愛 媛 県	ほけんふくしぶしやうがいふくしか 保健福祉部障害福祉課	まつやましいちばんちよう 松山市一番町4-4-2	089-941-2111
ま つ や ま し 市 松 山 市	ふくしじふしやうかいふくしか 福祉事務所・障がい福祉課	まつやましにばんちよう 松山市二番町4-7-2	089-948-6719
ま つ や ま し 市 松 山 市	ふくしすいしんぶしどうかんさか 福祉推進部指導監査課	まつやましにばんちよう 松山市二番町4-7-2	089-948-6079
えひめけんしやかいふくしきようぎかい 愛媛県社会福祉協議会	うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会	まつやましもちだまち 松山市持田町3-8-15	089-998-3477

(2) 虐待防止に関する窓口

事業所は就労継続支援B型の提供にあたり、従業者間相互において利用者に対して虐待、拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、

責任者を設置する等必要な体制を整えとともに、虐待防止委員会を設置し従業員に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

① 事業所内の受付窓口

担当名	氏名	住所	電話番号
虐待防止責任者	佐藤 悠大	松山市権現町甲141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

愛媛県障がい者権利擁護センター (愛媛県障がい福祉課内)	松山市一番町4-4-2	089-933-1577
松山市障がい者虐待防止センター (松山市障がい福祉課内)	松山市二番町4-7-2	089-948-6849
松山市福祉推進部指導監査課	松山市二番町4-7-2	089-948-6079

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業員に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援方法がない場合
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することをお約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応します。
防火管理責任者	高原 惇
避難訓練	消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施
防災設備	消火器 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備 誘導灯

11. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当名	氏 名	住 所	でんわばんごう 電話番号
個人情報保護管理者	にしやま ゆういち 西山 裕一	まつやましごんげんちやうこう 松山市権現 町 甲141	089-979-4566

(1) 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報（利用者または家族の秘密など）について在職中のみならず退職後においても他にもらしません。

(2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

*閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

(3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報同意書」による）に基づき情報提供を致します。

(4) 実習生及びボランティアの受け入れ施設であるため、その期間中に必要に応じ個人情報を提供することがあります。

12.衛生管理等、感染症対策について

感染症及び食中毒の予防又はまん延防止の対策のため、以下の措置を講じます。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

13.業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定して以下の措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14.カスタマーハラスメントへの対応について

当事業所では、利用者及びご家族等からの暴言・暴力・威圧的言動・不当な要求等の「カスタマーハラスメント」に対しては、従業者の安全確保と適正なサービス提供のために、上記用に応じて対応・是正のお願いをさせて頂く場合がございます。
改善が見られない場合には、やむを得ずサービスの一時停止・契約解除を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

わたし ほんしょめん もと 私 は本書面に基^{もと}づいて、これから利用^{りよう}する指定就^{していしゅうろうけいぞくしえん} 労^び継続支援B型事業所の重^{じゅうよう} 要^{じこう} な事項について、説明を行いました。

まつやまふくしえん
松山福祉園

職^{しよくめい} 名 サービス管理責任者 氏^{しめい} 名 今宿 麻利恵

わたし ほんしょめん もと 私は、本書面に基^{もと}づいて事業所から重要事項^{じぎょうじょう} の説明^{じゅうようじこう} を受け、就^{せつめい} 労^う移行支援事業^{しゅうろういこうしえんじぎょう} に関するサービス^{かん} の提供^{ていきようおよ} 及び利用^{りよう} の開始^{かいし} に同意^{どうい} しました。

れいわ ねん がつ にち
令和 8年 7月 1日

りようしや
利用者

住^{じゅう} 所^{しょ} _____

氏^し 名^{めい} _____ 印^{いん}

たちあいじん
立会人

住^{じゅう} 所^{しょ} _____

氏^し 名^{めい} _____ 印^{いん}

利用者^{りようしや} との関^{かん} 係^{けい} ()

② 訓練等介護給付費サービス内容

訓練等介護給付によるサービスを提供した際は、事業者の訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

1) 基本的なサービス利用料金（訓練等給付費）（1日あたり）

A. ご利用者の障害支援区分	全区区分共通（非該当も含む）
B. 報酬単価（単位：1単位10円）	758単位
C. サービス利用料金	7,580円
D. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	6,822円
サービス利用に係る自己負担額〔C－D〕（介護給付費の定率負担）	758円

※利用定員20名以下、平均工賃月額3万円3千以上3万5千円未満の場合

※サービス利用に係る自己負担額については別表1に該当する場合、月あたりの負担額が無料となります。

2) 特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービス毎に利用者負担金が必要になります。

【就労移行支援体制加算Ⅰ】

1. サービス利用料金（単位）／日	860円（86単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	774円
3. 自己負担額（1－2）	86円

【目標工賃達成指導員加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	450円（45単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	405円
3. 自己負担額（1－2）	45円

【目標工賃達成加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	100円（10単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	90円
3. 自己負担額（1－2）	10円

【重度者支援体制加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	重度者支援体制 加算(1)	重度者支援体制 加算(2)
	560円（56単位）	280円（28単位）
2. 訓練等給付費として市町より代理受領する金額	504円	252円
3. 自己負担額（1－2）	56円	28円

【福祉専門職配置等加算Ⅰ】

1. サービス利用料金（単位）／日	150円（15単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	135円
3. 自己負担額（1－2）	15円

【医療連携加算Ⅰ】

1. サービス利用料金（単位）／日	320円（32単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	288円
3. 自己負担額（1－2）	32円

【医療連携加算Ⅱ】

1. サービス利用料金（単位）／日	630円（63単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	567円
3. 自己負担額（1－2）	63円

【就労移行連携加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	10000円（1000単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	9000円
3. 自己負担額（1－2）	1000円

【欠席時対応加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	940円（94単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	846円
3. 自己負担額（1－2）	94円

【送迎加算Ⅱ】

1. サービス利用料金（単位）／日	100円（10単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	90円
3. 自己負担額（1－2）	10円

【初期加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	300円（30単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	270円
3. 自己負担額（1－2）	30円

【福祉・介護職員処遇改善加算】 ※令和8年5月末まで

1. サービス利用料金（単位）／日	1月につき + 所定単位×93/1,000
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	円
3. 自己負担額（1－2）	円

【福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ】 ※令和8年6月以降

1. サービス利用料金（単位）／日	1月につき + 所定単位×109/1,000
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	円
3. 自己負担額（1－2）	円

※1 か月の基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計にかける（四捨五入）

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。